

平成 26 年度 私立専門学校等第三者評価

評価報告書

【武蔵野栄養専門学校】

平成 27 年 3 月 31 日



特定非営利活動法人

私立専門学校等評価研究機構

目 次

I 総 評	93
II 点検中項目の評価結果	
基準1 教育理念・目的・育成人材像等	93
基準2 学校運営	93
基準3 教育活動	94
基準4 学修成果	94
基準5 学生支援	94
基準6 教育環境	95
基準7 学生の募集と受け入れ	95
基準8 財 務	96
基準9 法令等の遵守	96
基準10 社会貢献・地域貢献	97

I 総 評

基準1 教育理念・目的・育成人材像

武蔵野栄養専門学校(以下、「当該専門学校」という。)は、学校法人後藤学園(以下「設置法人」という。)が設置した専門学校である。設置法人は、昭和 26(1951)年、武蔵野服飾美術専門学校の前身である武蔵野ドレスメーカー女子学院を設立し、その後、食文化の充実を目指し、昭和 43(1968)年には武蔵野調理師専門学校を設置するとともに昭和 45(1970)年 4 月に当該専門学校を設置している。

当該専門学校は、栄養専門課程に修業年限 2 年の栄養科を開設している。平成 26(2014)年 5 月 1 日現在の在籍者数は 480 名であり、食と栄養に関する「真のプロ」の育成に一貫として取組み、開校以来、12,000 名を超える卒業生を輩出している。

学校の教育理念は「身体で覚える授業の実践」と「優れたプロは優れた人格を有する」であり、校訓として努力、誠実、奉仕を定めている。

当該専門学校では栄養士としての技能教育のみではなく、徳育面での教育にも力を入れ、社会人としての礼儀、マナー、コミュニケーション能力、問題解決能力もあわせもつ人格教育を重視している。

平成 26(2014)年度より、職業実践専門課程の認定を受け、教育課程編成委員会の設置など、外部関係者の意見を取り入れた教育課程編成に取り組んでいる。

教育活動の特徴として卒業後、栄養士の多くが関わる大量調理の実習を力を入れ、実際の現場での業務の流れを体験できるようにしている。また、病院栄養、高齢者・福祉栄養、保育・学校給食、事業所給食の 4 つのコースを選択することにより、より実践的な栄養士分野のスペシャリストの養成を目指している。

基準2 学校運営

教育理念に沿った教育を実施するため、運営方針の策定に当たっては、教職員によるワーキンググループが組織され、国家試験対策やカリキュラム検討などを通して、運営方針が策定されている。

事業計画・予算は、学校のそれぞれの担当部署において検討され、編成案としてまとめられ、最終的に理事会・評議員会において決定している。年度開始時に、組織図、役割分担が明示され、各課、ワーキンググループ等により業務を執行している。

運営組織は、設置法人では、寄附行為に基づき、理事会・評議員会が開催され、法人事務局・各学校責任者会議などの会議が配置されている。当該専門学校では、副主事以上会議、各課会議、講師会議等の各段階での運営会議を定期的実施している。教員組織は、教務部のもと、教務課、実習・実験課、スチューデントサポート課を設置し学校運営にあたっている。

教職員の採用については、法人役員・校長が面接を行い決定している。平成 22(2010)年度より給与規程の改正を行い、人事考課制度を導入し、公正で、意欲を引き出す人事評価を目指している。

意思決定において、重要な決定は理事会の専権事項として定め、その他の業務は理事長権限となっている。日常的な学校運営に関する事項は校長に権限が移譲されており、校長をトップとした組織体制を整えている。当該専門学校では、学校運営の効率化のためには、権限と責任の明確化を図ることが必要であり、関係する規程の整備を課題としている。

学校情報システムは、個人情報保護規程を定め、募集管理システム、教務管理システム、財務システムを根幹とした情報システムを構築し業務及び教育活動の効率化を図っている。

基準3 教育活動

栄養士養成に関わる必修科目、単位数は指定規則に定められており、学生が卒業までの各段階での到達レベルが学生自身で把握できるよう、カリキュラムマップを作成している。

授業科目の内容については、教科ごとにコマシラバスを作成し、学生ハンドブックに掲載し周知徹底している。実習実験の充実を図るとともに希望施設別に設置したコースを選択により、実践的な教育を行う体系を整備している。

また、基礎学力が不足している学生に対し、学習意欲の低下につながらないよう、補講等の支援体制をとっている。自己評価によると、今後は「基礎学力演習」を授業科目として位置づけることを検討しているとあるが、編成上の位置づけについては慎重に検討すべきである。

単位認定・成績評価は、試験結果、出席状況、受講態度、提出物を総合的に判断して決定している。

栄養士養成施設として、全員が栄養士資格取得を目指しているが、その他スキルアップを目的とした関連の資格の取得も奨励し、特に、卒業後3年で受験資格が得られる管理栄養士について、受験準備講座を開講している。

教職員は栄養士法に基づく有資格の教員を採用・配置している。採用後の人材育成では、学内では、新人研修、メンタルヘルス研修を開講するとともに学外で実施される調理技術向上セミナーなどへの参加も奨励して、教員の資質向上に努めている。

基準4 学修成果

就職については法人事務局のチューデントサポート部担当者とクラス担任が連携し、企業の就職ガイダンス等の就職支援を行っている。学生には就職活動票を提出させ、個々の学生の就職活動の状況を把握している。当該専門学校では就職率の目標を90%以上と設定している。実践的な職業教育を行う職業実践専門課程の認定を受けたことを契機に就職を希望する学生については就職率100%を目指す体制づくりに取り組むよう期待する。

栄養士資格は卒業と同時に取得できるが、質的な向上を目的に、本来希望者が受験する栄養士実力認定試験を全員に受験させており、今後、受験成績の向上のため対策講座を教育課程に組込むことも検討している。

卒業生の社会的評価については、企業訪問、実習先訪問等で情報収集しているが、全員の把握は難しく、今後は卒業生に対し、定期的な就業状況調査等の実施も課題であるとしている。

基準5 学生支援

就職等の進路指導については、チューデントサポート部の担当者と担任教員が連携して指導している。担任面談、就職担当との就職相談等を通し個々の学生の指導を行い、全体として、適宜、必要な情報を提供できるよう、就職ガイダンス、ビジネスマナー講座等実施している。

中途退学への対応では、担任教員を中心に相談に応じる体制をとっており、指導記録を作成し教員間で共通理解を図るようにしている。また、欠席、遅刻等が増えた場合など、保護者への連絡も行っている。

心理面の問題で対応が困難な場合は、法人にスクールカウンセラーを配置し、対応する体制を整えている。また、学習面の問題で学習意欲が低下し、中退につながるケースもあることから、基礎学力向上のための小テストや、補講授業を行いサポートしている。

当該専門学校では、中途退学防止には、早期の対応が必要で、全職員の情報共有の体制の強化等を課題としており、中途退学率の低減に向けた一層の取組に期待する。

学生相談の体制は、学生ハンドブックに注意点を記載し、説明している。担任教員との面談を基本に、必要に応じてスクールカウンセラーも対応している。メンタルヘルスについては担当者を配置し、カウンセラーによる教員に対する研修を実施するなど、教員の相談技術のレベルアップにも取り組んでいる。

経済面での支援策としては、各種奨学金の情報提供や手続きを行い、学納金の分納、延納制度も設けている。

健康管理については、毎年健康診断を実施するとともに、感染症抗体検査、細菌検査も実施し、校外実習の実施などに備えている。

保護者に対する対応としては、保護者会は実施していないが、必要に応じて面談を実施している。家庭環境にも留意し、適切な情報提供を行い問題解決に協力して当たっている。

卒業生に対するフォローとして、管理栄養士受験講座を開催し、ブログ「管理栄養士国家試験受験ラボ」を開設して、過去問題の解答解説を行っている。

基準6 教育環境

当該専門学校においては、栄養士養成施設として必要な施設、設備、器具を整備しているが、より質の高い教育活動を行うためには改善すべき設備も見受けられた。今後、設備の点検を実施し必要な改善を図ることが必要である。

校外実習については必修となっており、教育内容は、事前指導、企業等での実習、実習後指導で構成されている。実習中は、担当教員が訪問し実習先と連携をとりながら、学生指導を行っている。自己評価によると、学生数に対し、実習担当の教員数が不足してことを課題としており、実習指導体制の強化に早急に取り組むことが望まれる。

防災対策に関しては、設置法人において、規程を設け、防災管理委員会を組織している。防災訓練を定期的に行い、避難経路等の確認を行い学生の防災意識を高めるよう努めている。今後の課題として上げている防災マニュアルの整備は、災害発生時等に適切に対応するためにも早期に策定することが望まれる。

当該専門学校には、教育に必要とする危険な器具や薬品等も保持しており、教員は必要な知識を持ち、学生に対する指導を行うよう徹底している。薬品の廃液処理などは、取扱いに必要な資格を持った教員を配置している。

基準7 学生の募集と受入れ

高等学校における進学説明会に積極的に参加し、高等学校教員を対象とする学校見学会を実施するなど、学校の教育情報提供に積極的に努めている。

入試時期については、東京都専修学校各種学校協会の基準を遵守し実施し、AO入試、推薦入試、一般入試等志望者の状況に応じた多彩な入学方法を取入れている。

入学選考は選考方法別に基準を設け、募集要項に明記し適正に運用している。志願者の情報は把握し適切に管理して、次年度の募集計画などに活用している。

当該専門学校は、入学選考に当たって資格取得への意欲や職業意識なども判断基準として重要視しているため、入学後の基礎学力の格差が課題となっている。そのため、補講等の取り組みを行っている。

学納金については、卒業までに必要な経費を募集要項に明記している。学納金の算定に当たっては、必要な経費を基礎に、適正に設定しており、入学辞退者に対する学納金の取り扱いについても適切に対応されている。

基準8 財務

当該専門学校は、収容人員充足率が全国平均を上回っており、収入面はおおむね安定している。

支出面においては、経費の比率が全国平均を下回って、その結果、消費収支比率は100%を切り、単年度では収支のバランスを確保している。一方、法人においては、消費収支差額比率の改善に向けての、継続した取組みが必要であるといえる。

自己評価では、私学事業団の指標を用いて分析を行っており、計算書類は、会計基準に規定された書類がすべて提出されて、さらにキャッシュフロー計算書も作成するなど、積極的な情報開示という点で評価できる。

当該専門学校では、「中期事業計画」を策定し、5年間の消費収支ベースの収支計画が立案されており、具体的な数値計画があることは評価できる。予算は、経理規程に基づき編成し、理事会で決定するなど、規程等に基づいた適正な手続きが行われている。

しかしながら、補正予算が結果的に事後承認となっている事例が見受けられるところから、理事会等における適正な手続きに留意する必要がある。

設置法人は大学法人で、私学振興助成法に基づく公認会計士による監査、私立学校法に基づく監事の監査を受けており、理事会等に対して適正に監査報告を行っている。

私立学校法に基づく学校法人の財務情報公開はホームページ上で行っている。

今後は、当該専門学校の財務情報を公開できるよう関係規程の整備を行うことを課題としており、わかりやすい情報公開に向けた一層の取組みに期待したい。

基準9 法令等の遵守

専修学校設置基準、栄養士法等の関係法令に基づき学校運営を行っている。

また、学校運営に必要な規程等も整備している。

さらに、ハラスメント全般についての対応として、ハラスメント委員会を設置し、対応マニュアルを策定し運用している。公益通報者保護規程も定めており、コンプライアンスに関する問題にも適切に対処している。

個人情報保護に関しては、設置法人が規程を整備し、個人情報保護に努めている。情報システム上の個人情報の取扱に関しては、必要最低限の個人情報を限定して扱うものとし、他とのアクセス等を遮断して管理するよう配慮している。

自己評価、学校関係者評価については法令上の規定に基づき実施するとともに職業実践専門課程認定校として、必要とされる措置を講じており、公表が義務付けられている基本情報は、文部科学省の様式を用いて適切にホームページ上で公表している。

基準10 社会貢献・地域貢献

具体的な社会貢献・地域貢献の活動としては、栄養士養成を行う学校として、地域において行う食育普及活動などに当該専門学校の教員を派遣するなど、栄養管理の大切さを伝える活動に取り組んでいる。

高等学校の模擬授業等にも積極的に協力し、高等学校における職業教育の支援を行っている。

学生ボランティアの活動に支援では、学校の食育活動の補助として、学生のボランティアの参加が求められており、個々の学生が行うボランティアについても学校として活動に協力している。

当該専門学校では、学生が取り組むボランティア活動は、キャリア教育の一環としてさらに支援体制を整備していく必要があるとしている。

II 点検中項目の評価結果

基準1 教育理念・目的・育成人材像等

1-1 理念・目的・育成人材像	
可	<p>学園の教育理念は「身体で覚える授業の実践」と「優れたプロは優れた人格を有する」である。校訓を努力、誠実、奉仕と定め、栄養士としての技術能力のみでなく、社会人としての礼節、問題解決能力等もあわせもつ、人格教育も重視している。</p> <p>26年度より職業実践専門課程としての認定を受け、教育課程編成委員会を立上げ、業界の人材ニーズを取り入れたカリキュラム編成に取り組んでいる。</p> <p>大量調理実習、校内実習を多く取り入れ、卒業後多くの者が関わる大量調理の実際を学ばせている。また、病院栄養、高齢者・福祉栄養、保育・学校給食、事業所給食の4つのコースを選択必修科目とし、より実践的なスペシャリスト養成に取り組んでいる。</p> <p>今後は、業界関係者による実習授業等の実施を増やすなど、社会ニーズにあわせた、教育編成に取り組みたいと考えている</p>

基準2 学校運営

2-2 運営方針	
可	<p>教育理念に沿った教育を実施するため、教職員によりワーキンググループが組織され栄養士実力認定試験対策、体験入学イベント対応、管理栄養士国家試験対策、カリキュラム検討など、教職員全員が学校経営に参加する形で、運営方針を作成している。</p> <p>学校の運営方針は、年度開始時に教職員会議、各課会議等の会議を通じ教職員に明示している。</p>
2-3 事業計画	
可	<p>事業計画・予算については、学校毎の関係部署による検討を経て、まとめられ、法人の評議員会・理事会で審議され、承認を得て決定される。</p> <p>事業計画の執行体制、業務分担は年度開始時に組織図、業務分担書に明記され、各課、ワーキンググループ等により運営実施される。</p> <p>事業計画の執行状況は、定期的に副主事以上会議により確認し、次年度以降の改善計画等の提案も理事会に対し行っている。</p>

2-4 運営組織	
可	<p>学校法人として、寄附行為にもとづき、理事評議員会を設置している。さらに、常務理事会、法人事務局・各学校責任者会議等の主要会議を配置し、栄養専門学校としては、副主事以上会議、各課会議、講師会議等の運営会議を定期的実施している。</p> <p>教員組織としては、教務部のもとに教務課、実習・実験課、スチューデントサポート課を編成している。</p>
2-5 人事・給与制度	
可	<p>採用については理事長、校長、法人事務局長により面接を行い、協議の上決定している。</p> <p>平成 22(2010)年度より、給与規程を改訂を行い、新しい人事評価制度を導入し、職能型評価の要素も取り入れている。個々の教員の個人目標も設定し、目標の達成に応じた評価にも取り組み、公正で、意欲を引き出す人事評価を目指している。</p>
2-6 意思決定システム	
可	<p>重要な事項の決定については、理事会の専権事項となっている。その他の業務については理事長の権限となっており、学校の日常的な運営に関する事項については、校長に権限が移譲されている。</p> <p>学校運営にあたっては、学校長をトップとした部長・主事制度を採用した体制を整えており、効率的に業務を行えるよう、各種委員会、ワーキンググループの制度を設けている。</p> <p>今後の課題として、当該専門学校もあげているように、さらに詳細な規則・規程等を整備し、教職員の権限と責任の明確化を図り、より効率的な学校運営を行うよう期待する。</p>
2-7 情報システム	
可	<p>学校情報システムは、後藤学園個人情報保護規程を定め、学生募集に関する「募集管理システム」と、在校生の教務管理・就職指導等の業務に係る教務管理システムおよび財務システムを根幹とした「情報システム」により構築されている。</p>

基準3 教育活動

3-8 目標の設定	
可	<p>栄養士養成に関わる必修科目、単位数は栄養士法施行規則に定められている。目標を達成するために、入学から卒業までの教育到達レベルを学生自身がイメージできるようカリキュラムマップを作成し指導している。教育の指導内容等については学生生活ハンドブックの中にシラバスとして掲載し周知している。</p> <p>繰り返し小テスト等を行い基礎学力向上に努め、2年時には能力レベルを確認するために栄養士実力認定試験(全国栄養士養成施設協会)を全員が受験している。</p>

3-9 教育方法・評価等	
可	<p>科目は基礎分野、専門分野、その他の専門分野に区分され、教科ごとにコマシラバスを作成し学生生活ハンドブックにて周知している。大量調理実習などの実習、実験の充実を図り、希望施設別のコース選択を設けることにより、実践的な教育を行っている。</p> <p>就職支援講座、卒業生懇談会、ビジネスマナー講座等を実施し、キャリア教育にも取り組んでおり、教育課程編成委員会の設置により、外部関係者の委員による意見を取り入れた教育課程の編成にも取り組んでいる。</p> <p>現在、入学後の基礎学力の格差が課題となっており、補講等の取り組みを行っているが、今後は「基礎学力演習」をカリキュラムに編入することを検討中とのことである。編成上の位置づけについては慎重に検討すべきである。</p> <p>半期ごとに、全科目について授業評価アンケートを実施しているが、今後の課題としては、アンケート結果を詳細に分析し、学校全体の授業改善策を検討するとともに、各教員の授業改善に積極的に活用していくことが必要である。</p>
3-10 成績評価・単位認定	
可	<p>カリキュラムは単位制を採用している。単位の認定は、受講態度、提出物、試験結果を授業担当者が総合的に判断して決定している。</p> <p>試験及び成績の基準等については、学生ハンドブックに明記し、オリエンテーション時に説明をしている。</p>
3-11 資格・免許の取得の指導体制	
可	<p>当該専門学校は栄養士養成施設であるため、全員が栄養士を目指し、卒業と同時に栄養士免許の申請を行う。</p> <p>学校の支援としては栄養士実力認定試験の準備講座や、卒業後3年で受験資格を得られる管理栄養士資格について、卒後支援として管理栄養士受験準備講座を開講している。</p> <p>その他、栄養士と関連した資格取得も可能であり、フードコーディネーター3級、サプリメントアドバイザー、食育栄養インストラクターなど、担当教員と担任が中心となり受講・受験ができる環境を整えており、栄養士としての新しい職域の開拓に努めている点は評価できる。</p>
3-12 教員・教員組織	
可	<p>栄養士法に基づく教員を配置している。</p> <p>教職員のために、学内研修として新人研修、中退予防のためのメンタルヘルスケア研修等を実施し、学外では企業主催の調理技術向上のセミナーに参加するなど、教員としての資質向上を図っている。</p> <p>教員組織は、教務課、実習実験課、スチューデントサポート課に編成されている。またこれとは別に教員はワーキンググループ、各種委員会に所属し、他の教員と連携を図りながら業務にあたっている。</p>

基準4 学修成果

4-13 就職率	
可	<p>法人事務局のチューデントサポート部担当者とクラス担任が連携し、就職活動を支援している。卒業生を招いた就職懇談会、企業による就職ガイダンス、ビジネスマナー講座などを実施しキャリア教育に取り組んでいる。</p> <p>学生の就職活動においては就職活動票を事前に提出させ、活動後は報告書を提出、就職活動の情報として活用している。</p> <p>求人先の企業とは緊密に連絡をとり、円滑な関係維持に努めている。学生の就職先については進路先データとして管理運営している。</p> <p>平成25(2013)年度栄養士関連の就職率は89.1%であり、全体の就職率は93.7%である。</p> <p>学力、メンタルの面等で問題を抱え、就職活動に支障がでる学生もいるため、担任、チューデントサポート課、教務課の連携により、支援体制をとっている。</p> <p>当該専門学校では就職率の目標を90%以上と設定している。実践的な職業教育を行う職業実践専門課程の認定を受けたことを契機に、就職を希望する学生については就職率100%を目指す体制づくりに取り組むよう期待する。</p>
4-14 資格・免許の取得率	
可	<p>栄養士資格は学校の卒業と同時に取得できる。学校としては栄養士としての質の向上を目的として、本来、希望者が受験する栄養士実力認定試験を全員対象で受験させている。</p> <p>成績向上のため、今後は栄養士実力試験対策講座をカリキュラムに組み込むことを検討しており、教育課程編成委員会等で検討中である。</p>
4-15 卒業生の社会的評価	
可	<p>チューデントサポート部の担当職員が、就職の実績のある企業を訪問した際に、卒業生の現状について確認しており、また、校外実習の実習先に担当教員が訪問した際にも、情報を収集している。</p> <p>一部の卒業生については取材を行い、MUSASHINO卒業生ネットワークとして、ホームページで紹介するなどの取り組みを行い、ホームページ上でも卒業生の現状確認を求めているとしている。</p> <p>しかしながら、学校は、上記の体制での卒業生の全員の把握は困難としており、打開策として関連企業に対して就労状況調査を依頼するほか、卒業生に対して定期的な就業状況調査の実施など調査体制の構築が必要と考えており、今後の課題として取り組むことに期待したい。</p>

基準5 学生支援

5-16 就職等進路	
可	<p>法人スチューデントサポート部より専任の就職担当者が配置され、担任と連携し就職指導をしており、担任面談や、就職担当者との相談を通して、学生一人一人の希望や個性を把握し指導している。</p> <p>学年に応じて、適宜、必要な情報を提供するため、学内企業説明会、卒業生懇談会、企業人事担当者による就職ガイダンス、ビジネスマナー講座の履修などを実施している。</p> <p>企業等への訪問は新規開拓も含め、就職担当者が行っている。</p>
5-17 中途退学への対応	
可	<p>欠席、遅刻等の増加が見られた場合、学生のみではなく、保護者への連絡も行っている。</p> <p>精神面、学習面、学内生活の面で問題がある場合、担任を中心に相談に応じ、指導については指導記録を作成し、共通理解を図るようにしている。精神面で対応が困難な場合は、法人内の専門学校共通のスクールカウンセラーが対応し、サポートしている。</p> <p>学習面での能力不足から、学習意欲が低下し、退学につながるケースがあるので、基礎学力向上のための小テストの実施や、補講などによってサポートしている。</p> <p>中退防止については、早期の対応が必要である。学校が今後の課題としてあげているように、全教職員が定期的に情報交換するなど、最新且つ正確な情報把握とその共有に努め、組織力を強化し、退学の兆候を早期に発見し対応する必要がある。中途退学率の低減に向けた一層の取り組みに期待する。</p>
5-18 学生相談	
可	<p>オリエンテーション時に、学生ハンドブックを活用し、学生生活上の注意点を説明している。その後も、担任との面談を実施し、学生の状況確認を行っている。</p> <p>法人内の専門学校共通のスクールカウンセラーを設置し、担任等を通さず直接相談できる体制もとっている。スクールカウンセラーとは必要な連携が取れるよう、メンタルヘルスに関する担当者を置き、カウンセラーによる教員に対する研修も実施している。</p> <p>留学生は現在2名が在席しているが、法人総務部に留学生担当者を設け、指導・相談に応じている。</p>
5-19 学生生活	
可	<p>経済面での支援としては、日本学生支援機構、東京都育英会、学園提携の教育ローンなどの情報提供を行っている。また、学納金の分納、延納制度も設けている。</p> <p>健康管理については、毎年4月に健康診断を実施し、同時に感染症抗体検査も実施し、予防接種等が必要な場合、処置ができるよう体制をとっている。細菌検査は校内・大量調理実習、校外実習履修にあたり必須としている。感染症流行期には健康チェックを行っており、病気やケガなど緊急の場合は、校医、近隣のクリニック等で処置を行っている。</p>

5-20 保護者との連携	
可	<p>保護者会は開催していないが、学生の家庭での状況を確認するため、担任を中心に保護者との連絡を密に行っている。</p> <p>保護者の不安解消のため、希望に応じ電話相談、保護者面談、三者面談を行っている。</p> <p>経済的事情等、家庭環境が複雑な場合もあるので、保護者との連携の取り方も多様となり、対応の方法を工夫する必要が出てきている。</p>
5-21 卒業生・社会人	
可	<p>栄養士を続けながら管理栄養士を目指す卒業生のために、同窓会と協力して、管理栄養士受験準備講座等を実施し、試験直前の勉強会を開催している。また、ブログ「管理栄養士国家試験受験ラボ」においては過去問題の解答解説を行っている。</p> <p>産業界との連携としては、関連業界主催の講習会等に会場提供を行い、場合によっては、当該専門学校教員が講師を務めている。</p>

基準6 教育環境

6-22 施設・設備等	
可	<p>当該専門学校は栄養士養成施設として栄養法施行規則に則り施設・設備・器具を整備している。</p> <p>法人事務局により、緊急度に応じて修繕を実施する体制は整えているが、現状として老朽化している施設もあり、全体的な整備計画を立てることが今後の課題である。</p> <p>栄養士養成において、高度な衛生管理の意識を持たせることは極めて重要である。そのためには衛生面、安全面でしっかりとした施設・環境で教育を受けることが必要であり、施設を衛生的に保つ日常的な管理体制の改善を図ることが必要である。</p>
6-23 学外実習・インターンシップ等	
可	<p>校外実習は栄養士養成には必修の項目である。実習は事前指導、企業等での実習、実習後のレポートを含む実習ノートの提出と事後指導で構成されており、実習中は担当教員が訪問し状況把握に努め、実習先との連携をはかりながら学生指導に当たっている。</p> <p>実習の評価は実習先での評価をもとに、総合的に評価しており、実習先は、病院、保育園等多岐にわたるため、各事業所との相互理解を深め、円滑な校外実習に努めているとしている。</p> <p>実習を行う学生数に対し、巡回指導を行う担当教員の数が不足しており、学校が今後の課題としているように、実習指導体制の強化に早急に取り組むことが望まれる。</p>

6-24 防災・安全管理	
可	<p>法人事務局総務課の事務分掌として規程を設け、各学校職員も参加しての防災管理委員会を組織している。また、防災訓練を実施し、実際の避難経路の確認を行うことを通じ、学生の防災意識を高めている。今後の課題として上げている防災マニュアルの整備は、災害発生時等に適切に対応するためにも早期に策定することが望まれる。</p> <p>学生は入学時に学生生徒災害保険に加入させている。</p> <p>実習室、実験室等には危険が伴う器具、薬品等が使用されるため、取り扱いについて教員は必要な知識をもち、指示指導するよう徹底している。薬品の廃液処理など、場合によっては取り扱いに必要な資格をもった教員が担当している。</p> <p>AEDは職員室に配備され、取り扱いの講習を行っている。全学生分の災害時の食料等は準備している。</p>

基準7 学生募集と受入れ

7-25 学生募集活動	
可	<p>高等学校における進学説明会、会場ガイダンス等に積極的に参加し、高校教員を対象とする学校見学会を実施するなど、当該専門学校の教育について情報提供に取り組んでいる。</p> <p>学校見学等の広報イベントは広報部と教員によるワーキンググループにより内容を精査し、実施している。</p> <p>入試方法による募集開始時期については、公益社団法人東京都専修学校各種学校協会の基準を遵守して実施しており、AO入学、高等学校推薦入学、自己推薦入学、一般入学、キャリア入学と、志望者の状況に応じて多彩な入学方法を取り入れている。</p>
7-26 入学選考	
可	<p>入学選考は、選考方法別に基準を設け、募集要項に明示し、適切かつ公平に実施している。</p> <p>募集応募者については、体験入学等イベントの参加状況から、面接、選考、合否判定までの状況を把握し、教職員が共通理解を持てる環境を整えており、次年度の募集計画に役立てている。</p> <p>入学選考においては資格取得への意欲や職業意識などの判断基準を重視している。</p>
7-27 学納金	
可	<p>卒業までに必要な学納金は募集要項に明記している。</p> <p>学納金は教育研究費、人件費、施設管理費などを算出基礎とし、他校との比較等を行い算出している。</p> <p>入学辞退者については、文部科学省の「入学辞退者に対する授業料の取り扱いについて」に準拠し適切に対応している。</p>

基準8 財務

8-28 財務基盤	
可	<p>当該専門学校は、収容人員充足率が前年より増加して、全国平均を上回っており、学生生徒等納付金は増加傾向であることから、収入面はおおむね安定しているといえる。</p> <p>支出面においては、教育研究経費比率、人件費比率とも全国平均を下回っており、その結果、消費収支比率は100%を切り、単年度では収支のバランスを確保している。</p> <p>一方、法人においては、消費収支差額比率の改善に向けての、継続した取り組みが必要である。</p> <p>また、私学事業団の指標を用いて、学校部門及び法人全体の両面からの自己評価を行っており、計算書類は、会計基準に規定された書類がすべて提出されており、さらにキャッシュフロー計算書も作成するなど、積極的な情報開示という点で評価できる。</p>
8-29 予算・収支計画	
可	<p>当該専門学校では、「中期事業計画」を策定し、5年間の消費収支ベースの収支計画が立案されており、具体的な数値計画があることは評価できる。</p> <p>予算は、経理規程に基づき編成し、理事会で決定するなど、規程等に基づいた適正な手続きが行われている。</p> <p>一方、補正予算が結果的に事後承認となっている事例が見受けられるところから、補正予算の実効性を保つためには事業年度終了前の理事会において、予算超過しないように補正を組むか、あるいは予備費の活用を検討する必要がある。</p>
8-30 監査	
可	<p>私学振興助成法に基づく公認会計士による監査、私立学校法に基づく監事の監査を受けている。</p> <p>学校法人として必要な会計監査人の監査を受けており、計算書類、財産目録等は法人の経営状態及び財政状態を適正に表示しており、理事会等に対して監査報告を行っている。</p>
8-31 財務情報の公開	
可	<p>私立学校法に基づく学校法人の財務情報公開はホームページ上で行っている。</p> <p>今後は、当該専門学校単体での財務情報の公開が行えるよう関係規程の整備を行いたいとしており、わかりやすい情報公開の取り組みに期待したい。</p>

基準9 法令の遵守

9-32 関係法令、設置基準等の遵守	
可	<p>関係法令及び専修学校設置基準、栄養士法や同法施行規則に基づいた学校運営が行われており、学校運営に必要な規則・規程等も整備している。</p> <p>セクシャルハラスメント等、ハラスメント全般についてハラスメント委員会を設置しており、対応マニュアルを策定し運用している。また公益通報者保護に関する内部規定を定め、コンプライアンスに関しても適正に取り扱っている。</p> <p>ソーシャルメディアに対する規程整備等は、これからの課題として取り組み始めたところである。</p>
9-33 個人情報保護	
可	<p>学校法人後藤学園個人情報保護規程を策定し、これに基づいた個人情報保護計画を策定。教職員は規定に従い個人情報保護に努めている。</p> <p>学校運営上、必要最低限の個人情報のみ教務システムで管理している。特に学生個々の経済的状况等の情報は、法人事務局の財務部でシステム的にはスタンドアロンで管理しており、学生のカウンセリング等における心理的状況の情報は、臨床心理士と法人事務局学生サポート部でのみ管理し、個人情報保護に努めている。</p>
9-34 学校評価	
可	<p>自己評価については学則に定めており、平成 25(2013)年度に学校評価要綱を策定。自己点検自己評価に関する細則を定め、自己点検自己評価に取り組んでいる。自己評価結果はホームページに公開している。</p> <p>学校関係者評価については平成 25(2013)年に学校関係者評価委員会を立ち上げ、学校評価要綱を整備し、関連企業、高校進路指導教員、卒業生を委員として選任して実施した。評価結果についてはホームページに公表している。</p>
9-35 教育情報の公開	
可	<p>自己点検自己評価報告書、学校関係者評価報告書をホームページに公表している。また、職業実践専門課程の要件としての、基本情報についても様式に従い公表している。</p>

基準10 社会貢献・地域貢献

10-36 地域貢献・社会貢献	
可	<p>豊島区と連携して、「ジュニアスポーツのための栄養学」等の指導を本校教員が担当した。また、集団給食協会との連携により、調理講習会の実施や、親子向け料理教室を担当し、栄養の大切さ等を伝えている。</p> <p>高等学校における職業教育の一環としての模擬授業等にも教員を派遣している。</p> <p>国際交流としては、国費留学生を2名の枠で受け入れている。</p>
10-37 ボランティア活動	
可	<p>社会貢献の項目で記述した、こどもを対象とした食育活動については、学生を対象にボランティアを募集し対応している。</p> <p>また、障害者施設において食事作りのボランティアを行っている学生に対し、学校として新たな協力者の募集について支援した。</p> <p>担任は、学生のボランティア活動について把握しており、学校はキャリア教育の一環として、支援体制を整備していく必要があると考えている。</p>